

令和 7 年度豊島区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

豊島区では、一時的に保育を必要とする家庭の保育の受け皿の確保及びその経済的負担の軽減を図るため、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターを利用した保護者に対し、その利用料の一部を助成する事業を実施してきました。

令和 7 年度においても、東京都の補助金を活用して令和 8 年 3 月 31 日まで本事業を実施します。詳細につきましては、**必ずホームページの内容をご確認ください。**



← 令和 7 年度ベビーシッター利用支援事業
（一時預かり利用支援）ホームページはこちら



← 令和 7 年度ベビーシッター利用支援事業
（一時預かり利用支援）利用登録フォーム

事業概要

対象者	児童と同一世帯で、豊島区に住所を有する、以下のいずれかの保護者（保育認定不問） ●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とするかた （保護者の残業、病気、自己実現、学校行事など、一時的に保育が必要となる場面で利用可能） ●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とするかた （子育てに不安を抱える保護者が悩みなどを相談する場合を想定し、保護者とベビーシッターが共同して保育を行う場合で、かつ保護者が契約において同意している場合に利用可能）
対象児童	未就学児(0 歳から満 6 歳に達する年度の末日まで) ※障害児の場合は、満 12 歳に達する年度の末日まで ☆欄外参照
助成上限時間	児童 1 人につき年度あたり 144 時間（多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童の場合は児童 1 人につき年度あたり 288 時間） ☆欄外参照 ※上限時間は児童ごとに適用。上限時間に満たない分をきょうだい間で融通はできません。
助成上限金額	午前 7 時から午後 10 時までの利用分：1 時間当たり 2,500 円まで 午後 10 時から午前 7 時までの利用分：1 時間当たり 3,500 円まで
対象利用料	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日に利用したベビーシッター利用料のうち、保護者が事業者を支払った純然たる保育サービス提供対価（税込み） ※送迎の利用料金も対象になります。（ただし交通費として計上されている場合は対象外） ※入会金、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、家事援助、その他これらに準じる費用は助成対象外です。 ※クーポン等を利用した場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象となります。
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者
保育基準	未就学児童 1 人に対し、ベビーシッター 1 人の配置により提供されるものであること

☆…障害児、ひとり親家庭の児童の助成金交付申請には、別途申出書の提出が必要です。詳細は、区ホームページをご参照ください。

【申請書等提出及びお問い合わせ先】

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階 10 番窓口

子育て支援課 庶務・事業グループ（ベビーシッター利用支援事業担当） 電話：03-4566-2478

利用の流れ（詳細につきましては、必ず区ホームページの内容をご確認ください。）

1.区への事前登録

助成金の申請の前に、指定の登録フォームから豊島区へ利用料助成の事前登録を行ってください。
登録内容の確認後、おおむね7営業日以内に区より「登録番号」とともに登録完了のお知らせをメールします。
※一度取得した登録番号は、年度が変わった時も引き続きご使用できます。再度登録の必要はありません。
※登録番号は「申請書兼口座振替依頼書申請」の記入時に必要となります。
※豊島区に住所を有する方が対象のため、登録内容について住民基本台帳で確認を行います。

2.対象事業者と契約

東京都の認定事業者から利用したい事業者を選び、保護者と事業者との間で直接利用契約を行ってください。
※「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。
※ 認定事業者以外でのご利用は助成対象外となります。

3.ベビーシッターの利用・書類の受領

ベビーシッターを利用し、利用に応じた料金をお支払いください。利用後に、申請に必要な書類（下記の【申請に必要な書類】の(3)、(4)、(5)）を事業者から受け取ってください。

4.豊島区への助成金交付申請（※申請には令和7年度の申請書類を使用してください。）

ベビーシッターの利用後に、下記の申請に必要な書類を揃えて、「申請書類提出期限」までにご提出ください。
【申請に必要な書類】
<(1)、(2)、(6)は申請者ご自身が作成、(3)、(4)、(5)はベビーシッター事業者から受領>
(1) 助成金交付申請書兼口座振替依頼書(区様式) ※毎申請時に、児童ごとに作成してください。
(2) 利用内容内訳表（区様式） ※児童ごと、利用月ごとに1部ずつ作成してください。
(3) 領収書
(4) 利用明細書 ※利用した児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳・担当したベビーシッターの名前が分かるもの
(5) ベビーシッター要件証明書（従事したベビーシッターが本事業の要件を満たしていることを証明するもの。
※申請ごとに、助成希望のすべてのベビーシッター分の要件証明書が必要です。利用日時点で本事業の要件を満たしていることが確認できる保育料が助成対象のため、発行日が利用日当日またはそれ以前の要件証明書が必要です。
(6) 豊島区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）助成金交付申請に係る申出書（区様式）及び疎明資料 ※小学生の障害児及び144時間を超えて助成申請をする障害児・ひとり親家庭の児童のみ

【申請書等提出及びお問い合わせ先】
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4階 10番窓口
子育て支援課 庶務・事業グループ（ベビーシッター利用支援事業担当） 電話：03-4566-2478

5.審査・交付決定、口座へ入金

助成には審査があります。区の書類審査を経て、助成上限の範囲内で交付決定・助成します。助成金額の決定通知を送付し、申請された口座に振り込みます。（申請を受け付けた月の末日から2か月程度を要します。）

申請スケジュール

利用月	申請書類提出期限	領収書等の事業者が発行する書類が間に合わない場合も、必ず申請書類提出期限までに「申請書兼口座振替依頼書」と「利用内容内訳表」、その時点で提出可能な書類を提出してください。 申請書類提出期限までに提出があった申請については一定期間まで不足書類の追加提出を受け付けます。 なお、最終の申請書類提出期限までに申請書類の提出がない場合は、予算執行の関係上、申請を受け付けられません。 令和7年度最終申請書類期限
令和7年4月～6月	令和7年7月31日 消印有効	
令和7年7月～9月	令和7年10月31日 消印有効	
令和7年10月～12月	令和8年1月31日 消印有効	
令和8年1月～3月	令和8年4月15日 消印有効	